第１号様式（第４条関係）別　記

県営林素材生産事業における伐採・搬出作業等の留意事項

・主伐時における伐採・搬出指針（令和５年３月３１ 日付け４林整整第９２４ 号林野庁長官通知）に基づき実施すること。

・伐採・搬出作業にあたっては、隣接地・道路・その他に支障を及ぼさないよう、端材や枝条の整理を適切に実施するものとし、併せて雨等により散乱・流出しないよう適正に処理すること。

・作業道を開設する場合は延長・幅員を必要最小限とし、山腹崩壊の恐れのある箇所や急傾斜地への路線設定は避けること。また、下流の人家、道路、河川、その他公共施設等の保全を確保したものとすること。

・作業道は等高線に沿った無理のない線形とし、谷部を横断する場合は、適切な排水処理を行うこと。

・切土・盛土の形態は半切り半盛りを標準とし、必要最小限にすること。

・保安林等の制限林では、その施業要件を遵守すること。また、他法令で定める要件等がある場合は、必要な手続きを行うこと。

・搬出にあたっては、適切な積載量の運搬機械で行うこととし、県営林内外の土場、道路の使用については、素材生産業者の責任により実施すること。また、搬出路等に損傷を与えた場合も、素材生産業者の責任により原形復旧等適切に対応すること。

・伐採地の整理状況、搬出路等の補修、その他該当物件の搬出に際して生じた事項について、手直し等の指示を受けた場合は速やかに対処すること。